

地方給水計画（ⅠⅠⅠ）【モロッコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 平成 30 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	モロッコ王国
(2) 案件名	地方給水計画（ⅠⅠⅠ）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを 含む	モロッコ北部に位置するシェフシャウエン県、ケニフラ県、タウナート県の中小都市及び町村において上水道施設を整備することにより、同地域における安全な水供給を図り、同地域の貧困層を含む住民の生活環境の改善を図るもの。 案件の内容 ・上水道施設の整備 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 20 年 3 月 25 日 イ 供与限度額：136.15 億円 ウ 金利：1.4%（コンサルティングサービス部分については、0.01%） エ 償還（据置）期間：25(7) 年 オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 モロッコ政府は地方給水計画（1995 年～2007 年）において、2007 年までに地方部の給水アクセス率を 92%に引き上げることを目指していた。しかしながら、2006 年当時に目標達成が困難と判断されたことから、給水アクセス率の低さ等を考慮し、緊急性及び優先度の高い地域（シャフシャウエン県、ケニフラ県、タウナート県の給水アクセス率はそれぞれ 25%、34%、26%）を事業対象地域として案件を実施した。現在においても、事業対象地域における給水アクセス率の改善は実現しておらず、上水道整備の必要性が引き続き見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 調達・詳細設計・入札書類策定の遅延及び入札不調、事業対象地域へのアクセス難、山岳地帯特有の悪天候等を原因として事業が遅延していたが、コンサルタントによる入札書類の作成支援やモロッコ国内での応札勧奨の対策が取られるなどにより、遅延に係る問題は解決し、現在事業は順調に進められており、本事業は 2019 年内に完了する見込み。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)

	・ そのほか国際協力機構から提出された資料
--	-----------------------